

## 本校の生活指導について

本校では、「自主・自律」を掲げ、積極的・意欲的に学習に取り組み、より望ましい高校生活を送るよう努力することを生徒諸君に求めています。

そこで学校生活のきまりは必要最低限のものとし、具体的なあり方は各自で考え、学校生活を送っていくことを重視してきました。しかし、昨今の社会状況に鑑み、学校として遵守して欲しいマナーについては明確化し、指導も細やかにすることとしました。

保護者のみなさまにおかれましても、趣旨をご理解の上、学校と家庭が連携しての指導が行えますようご協力をよろしくお願いたします。

### 1 服装・頭髪について

学校生活のきまり(生徒手帳)

#### 6 服装及び身なり

- (1)通学時及びそれに準ずる教育活動には校服を着用する。
- (2)校服の規定は別記する。
- (3)やむを得ない事情で規定外の服装をするときは、所定の異装願を提出し許可を受ける。
- (4)頭髪等には手を加えない。

校服について(生徒手帳)

本校では、次のような校服を定めています。

登下校時及び成瀬高校の生徒として行動するときには、身だしなみを整え、下記のような服装を着用すること。

#### 1 冬服(10月1日～5月31日)

##### (1)男子

ブレザー(学校指定)、スボン(学校指定)、ネクタイ(学校指定)、ホワイトシャツ

##### (2)女子

ブレザー(学校指定)、スカート(学校指定)、ネクタイまたはリボン(学校指定)、ホワイトシャツまたは白ブラウス(襟付き)

#### 2 夏服(6月1日～9月30日)

##### (1)男子

スボン(学校指定)、ホワイトシャツまたは白ボロシャツ

##### (2)女子

スカート(学校指定)、ホワイトシャツまたは白ボロシャツまたは白ブラウス(襟付き)

#### 3 備考

- (1)冬服、夏服への衣替えは、気候がはっきりしないため前後1ヶ月間を移行期間とする。
- (2)ニットベストを男女とも冬、夏着用してよい。
- (3)冬服時、ブレザーの下にVネックセーター・カーディガン(華美でないもの)の着用を認める。
- (4)ネクタイについては、夏服時には着用しなくてもよい。ただし、ブレザー着用時に着付けること。
- (5)コート類については、特に指定しない。

### (1) 頭髪について

加工しないで下さい。染髪はもちろん、パーマや異様な剃り込みについても指導の対象となります。加工していないが、保護者から届を出すことも可能です。

### (2) 服装について

○登下校時はブレザー着用、ブレザー着用時はネクタイ(またはリボン)を付けることとなっています。夏服期間中はブレザーを着用しなくてもかまいません。

○セーター・カーディガンについて

・防寒用であり、ブレザーの下に着用するものです。

・セーターはVネック。(ライン入り、丸首セーターは駄目です。ワンポイントはOK)

・「華美でないもの」との記述に基づき、無地で、色は黒・白・紺・グレー・ベージュ茶のものに限る。

○女子のストラップス…購入の上、着用が可能です。

その他、制服に関するご相談は生活指導部にお願いたします。

○着用について…身だしなみを守りましょう。

スカートやスボンを折り返してはく、腰まで下げてはく、

スカートの下にジャージを着用する、

不必要に長くする・短くする・太くする などは指導の対象となります。スカートなどを切るのは厳禁です。

### (3) 化粧について

○禁止です。色つきリップクリームも同様です。

### (4) その他

○高校生として授業を受ける上で不必要・危険・適切でないことについては、やめるよう指導します。

(例)マニキュア、装飾品(ピアス、ネックレス、指輪など)

○電気器具の持ち込み(ドライヤー、ヘアアイロン等)は、電気消費量を増やしブレーカーをおとしたり、学校予算を圧迫したりするため、お断りしています。

○アルバイトは原則禁止です。

### 2 登・下校について

学校生活のきまり(生徒手帳)

#### 1 登校・下校

(1)始業5分前(8時25分)までに登校し、定められた時刻までに下校する。

始業時刻 8時30分

下校時刻 17時00分

(1)登校は8時00分～8時25分にしましょう。

7時30分より前には(原則)校舎内に入れません。

8時00分前に登校する場合は、早朝活動場が必要です。

(2)17時00分下校です。

顧問が付き延長席を出せば、18時00分までの活動が可能です。

18時以降は、近隣にはお住まいの方の生活を守るため静粛にしましょう。

(3)遅刻は学校生活を送る上でさまざまな問題を引き起こします。また、ゆとりを持った登下校は事故防止にもつながります。

### 3 私物の持ち込み

学校生活のきまり(生徒手帳)

#### 5 所持品

- (1) 生徒証・生徒手帳は常時携帯する。
- (2) 所持品には学年・組・氏名等を記入し、各自責任を持って管理する。
- (3) 学校生活に不必要な多額な金銭、不相応な物品は持ってこない。
- (4) 校内で盗難・紛失、または拾得等が生じた場合は生徒部または担任の先生に届け出る。

#### 7 校内生活

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ず外出する場合は学級担任等の許可を受ける。
- (2) 通学鞆・下ばき・体育外ばき・体育館ばきの区別を守る。上げきは学年色のものを使用する。
- (3) 校舎内外の清掃・整頓・美化に努め、校舎・設備・備品を大切に、無断で使用または移動しない。破損した場合は、直ちに担当職員に届け出る。

- (1) 携帯電話・スマートフォンは、ご家庭との連絡を取り合うために必要な道具と認めます。授業中や**廊中など**は電源を切る・マナーモードにする等、勉強の妨げにならないようにしましょう。依存症(ゲーム・SNS)とならないよう、マナーを守り、はじめのある使い方をしましょう。ご家庭でも、使用のルールを話し合い、フィルタリング設定を上手に使って下さい。

- (2) 昇降口に、鞆・傘入れと兼用の個人用ロッカーを用意します。
  - ・必ず施錠しましょう。鍵は大きなものをご用意下さい。
  - ・在校中の一時的な置き場です。スペースが限られるので、不急のものは自宅に持ち帰しましょう。
  - ・整理整頓し、美化に努めましょう。教室に私物を放置しないようにしましょう。

### 4 自転車

#### 自転車通学許可証明

担任に届け出て自転車通学許可を提出し、証明手続きを行う。  
1 ステッカー(学年色)の交付を受け、自転車に貼付する。  
2 交通法規、乗車マナー、駐輪指定の厳守。  
以上、手続きやマナー等を遵守する。

- (1) 駐輪場が限られるため、自宅から片道1km以上の生徒にのみ自転車通学の許可を出しています。入学式からしばらく、許可を受けるまでは自転車での通学ができません。  
※自転車許可されないときは徒歩・公共交通機関でのルートで通学して下さい。
- (2) 指定された駐輪場に駐輪しましょう。他の生徒がスムーズに駐輪できるよう、配慮しましょう。
- (3) 自転車は、交通事故の被害者となるだけでなく、加害者にもなってしまふ乗り物です。危険な走行をする生徒は、通学許可を取り消す場合もあります。道路交通法を守り通行しましょう。ながら運転(イヤホン・スマートフォンの使用)、傘さし運転、並列走行、スピードの出し過ぎ、歩道走行など。また、自転車の整備も定期的に行いましょう。
- (4) 万が一のために、損害・賠償保険等への加入をお勧めします。
- (5) 構内は乗車禁止です。校門の前で下車・乗車し、出入りする習慣を付けて下さい。特に下校時、出会い頭の事故が増えています。

### 5 送迎について

○自家用車での送迎は禁止されています。怪我等で自力通学ができない時などは、担任等にご連絡下さい。

### 6 通学路

- (1) 都賀成瀬潤地6号棟の敷地の一部を通学路とすることを、自治会に了承していただいています。6号棟のエレベータホールは通行禁止です。近隣にお住まいの方の生活を守るため、学校周辺では静かにし、マナーを守りましょう。
- (2) 学校周辺のコンビニエンスストア・スーパーマーケットの飲食スペース、ファミリーレストラン等から苦情が寄せられることがあります。公共の場では、周りの方に気を配り、行儀良く振る舞いましょう。
- (3) 学校近辺の住宅街・一反田橋に降りる階段には、不審者(露出狂等)が出没することがありますので注意しましょう。不審人物を見かけたら、すぐ110番通報し、学校にも連絡して下さい。

### 7 特別指導

- (1) 本校生徒が以下の「問題行動」を起こしたときは特別指導の対象となります。
  - a. 喫煙行為(喫煙所持・同席を含む)・飲酒行為(同席含む)
  - b. バイク通学(休日等も含む、登校前や帰宅後も制服着用しての乗車は不可、登下校中と見なされます)
  - c. 暴力行為
  - d. 万引き窃盗等
  - e. 器物破損等の反社会的行為
  - f. 考査中の不正行為
  - g. 上記以外の反社会的行為等(SNSを利用した学校・個人を特定できる書き込みや、友人・知人に対する誹謗中傷などを含む)
- (2) 特別指導の内容には以下のものがあります。
  - a. 家庭および学校での謹慎
  - b. 訓戒・説諭※考査中の不正行為は、当該科目の得点が0点となります。
- (3) 問題行動を起こした場合、推薦受験の対象から外されることがあります。

## 台風等荒天時の授業措置について

- 1 (1)多摩南部地域（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれか）に対して台風接近等による大雨警報、洪水警報、暴風警報のうち2つ以上、または特別警報が発令されている場合
- (2)多摩南部地域に対して、大雪警報または暴風雪警報または特別警報が発令されている場合
- (1)または(2)について
  - ・午前7時までには警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
  - ・午前10時までには警報が解除された場合は、第5校時（13時10分）から授業を行う。
  - ・午前10時現在、警報が解除されない場合は、自宅学習とする。
- 2 横浜線の運転状況について、登校時点で運休している場合は自宅待機とする。  
その後、復旧した時点で、安全に注意して登校すること。  
時間の目安は1に準じる形で授業を行う。
- 3 1, 2の場合、当該生徒の欠席及び遅刻については配慮する。  
天候の状況によっては、早めに下校させる場合もある。

## 学校生活のきまり

我々が目標を掲げて成瀬高校の学校生活を営むとき、個人が自律的に生活のけじめをつけるばかりでなく、相互に尊重し合う態度が必要になってくる。このような団体生活を円滑に送るため、基本的人権を尊重し、法律などの社会的ルールをはじめ次のような生活の決まりをよく守り、積極的に意欲的な学習に取り組み、より望ましい高校生活を送るよう努力しよう。

### 1. 登校・下校

- (1) 8時以前には登校しない。
- (2) 原付自転車、オートバイ・自家用車による通学は禁止する。自転車による通学は許可制とし、希望する者は担任に届け出て許可を受ける。
- (3) 登下校の際には、交通道徳をよく守り、また人々の迷惑にならないよう心がける。
- (4) 休日（土曜・日曜・祝日）には登校しない。
- (5) 以上定められた時刻外（早朝・下校時後・休日）に活動する場合には、関係指導教員の承諾と付添いを要し、事前に生活指導部に所定の願を提出し許可を受ける。

なお、時刻外活動の時間は次のように定める。

早朝活動 7時30分～8時25分

下校時後活動 17時00分～18時00分

休日活動 9時00分～16時00分

## 2. 授業・学習

- (1) 授業開始のチャイムとともに、教科書・ノート・筆記用具など授業の準備を整え、席について静かに先生を待つこと。
- (2) 教室移動（体育館・校庭を含む）の際は、準備・後始末などを手早く行い、すみやかに移動し、上記(1)にならうこと。
- (3) 授業中は、他の生徒の迷惑になる言動を慎み、積極的かつ意欲的に、工夫をこらして、学習に専念する。
- (4) 10分を経過しても、担当教科の先生が出講しないときは、H・R委員は教務部に連絡し指示を受ける。
- (5) 自習は、教室または指定された場所において静粛に行う。
- (6) 学習計画を立て、家庭でも予習・復習を毎日行うなど、学習の積み重ねを大切にする。

## 3. 出欠

### (1) 授業日数

原則として、同一学年のすべての生徒の授業日数は同一である。但し、次のものは授業日数から除く。

#### (ア) 休学期間

- (イ) 全校、または同一学年の臨時休業（例－感染症による学校閉鎖）。

(ウ) 転退学後の日数、転入学前の日数。

- (2) 出席しなければならない日数から除かれるもの。

(ア) 停学（懲戒）及び感染症による出席停止。

(イ) 忌引 その日数は学期に定めるところによる。

(ウ) 学年の一部の臨時休業（例－感染症などによる一部学級閉鎖）。

(エ) 事故 非常災害など、本人と保護者に責任のない事故で学校長が認めたもの。

- (3) 出席しなければならない日数。

上記(1)－(2)の日数。

- (4) 出欠状況の記録は、次の分類による。

欠席 1日中欠席した場合。

遅刻 始業後に登校した場合。

早退 終業時前に下校した場合。

欠課 授業の一部を欠いた場合。

注) (ア) 各教科の遅刻・早退3回を、特別な場合を除き、欠課1時間とする。

- (イ) 25分以上の遅刻・早退を、特別な場合を除き、欠課1時間とする。

## 4. 定期考査

- (1) 定期考査は、1学期、2学期は中間考査と期末考査を実施し、3学期は期末考査のみ実施する。実力テストは別に定める。

- (2) 考査の1週間前から考査終了までは、クラ

フ活動、生徒会各種委員会の活動及び運動場・体育館での個人的運動などは原則として禁止する。

- (3) 考査の1週間前から終了までの期間は、原則として職員室の入室を禁止する。
- (4) 考査当日は、早めに登校し、考査開始の5分前には、定められた席に着いて静かに待機する。
- (5) 机の中には何も入れない。机の上には鉛筆、消しゴム、定規、その他指示されたもの以外は置かない。筆記用具入れ、教科書、ノート等の持ちものは鞆に入れ、教室の前後にきちんと置く。
- (6) 試験は厳正に受けること。不正行為やそれに類する行為はしてはならない。不正行為を行った場合は、当該科目の得点を0点とする。
- (7) 考査はチャイムの鳴り始めをもって終了する。考査中は生徒の退出を認めない。やむを得ず退出した場合それ以降の受験はできない。遅刻した場合は残余の時間で考査を受ける。
- (8) 考査終了のチャイムが鳴ったら直ちに鉛筆を置き、列の最後尾の生徒が答案を番号順に集め監督の先生に提出する。
- (9) 答案提出後も、監督の先生の指示があるまでは、生徒は席を離れてはならない。
- (10) 計算機能、辞書機能付き腕時計は使用して

はならない。

- (11) 考査時間中に腕時計などのアラームはならさない。
- (12) 試験の期間中、他の学年、クラスで考査を実施していることもあるので、廊下では静粛にすること。
- (13) 考査中は、携帯電話等の電子機器類は電源を切り、カバンの中にしまっておくこと。身に着けていてはならない。

## 5. 所持品

- (1) 生徒証・生徒手帳は常時携行する。
- (2) 所持品には学年・組・氏名等を記入し、各自責任を持って管理する。
- (3) 学校生活に不必要な多額な金銭、不相应な物品は持っていない。
- (4) 校内で盗難・紛失、または拾得等が生じた場合は生徒部または担任の先生に届け出る。

## 6. 服装及び身なり

- (1) 通学時及びそれに準ずる教育活動には校服を着用する。
- (2) 校服の規定は別記する。(P27)
- (3) やむを得ない事情で規定外の服装をするとき、所定の異装願を提出し許可を受ける。
- (4) 頭髪等には手を加えない。

## 7. 校内生活

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ず

外出する場合は学級担任の許可を受ける。

- (2) 通学靴・下ばき・体育外ばき・体育館ばきの区別を守る。上ばきは学年色のものを使用する。
- (3) 校舎内外の清掃・整頓・美化に努め、校舎・設備・備品を大切に、無断で使用または移動しない。破損した場合は、直ちに担当職員に届け出る。
- (4) 各クラスに目直をおく。目直は時間割変更の伝達、黒板の清掃、電灯・エアコンの管理、学級日誌の記録などクラス内の仕事の処理にあたる。
- (5) 生徒会活動や部活動などで、対外的に活動する場合は、生活指導部に對外活動願を提出し許可を受ける。

## 8. 校内外の活動

- (1) 学校内外を問わず、飲酒・喫煙・暴力などの違法な行為を厳禁する。
- (2) 校内の集会・印刷物の配布・掲示・募金・販売に関しては、関係の先生と相談して生徒部に許可を受ける。
- (3) アルバイトは原則として認めない。但し特別の事情のある場合は担任に申し出る。
- (4) 宿泊を伴う旅行の場合は、保護者の承認を得て、担任の承諾を得る。

## 9. 機械警備に関する注意

本校は機械警備が導入されています。生徒は下記の注意事項等を必ず厳守すること。

### (1) 登校時

- ①朝、7:30以前に校舎内に入らないこと。
- ②昇降口は平日AM7:30まで開きません。
- ③体育館棟2F通路のゲート（アコーディオンカーテン）が閉まっている間は機械警備作動中なので絶対進入禁止。
- ④3F通路から体育館入口扉が閉まっていたら、進入禁止。
- ⑤早朝活動等は、必ず顧問または担当の先生に連絡し警備解除してから、鍵の借用や施設・設備を使用すること。

### (2) 在校時

- ①各箇所の警備機器には絶対に触れないこと。
- ②鍵が開いていない箇所は機械警備作動中なので立ち入らないこと。

### (3) 下校時

- ①下校時刻を完全厳守すること。
- ②使用した施設の完全戸締まり  
窓の施錠・照明消灯・ガスの元栓等を必ず閉める。
- ③鍵は必ず保管場所に返却すること。
- ④下校延長の団体の生徒責任者は上記を厳守して、必ず担当の顧問に活動終了報告を行うこと。

#### (4) その他

- ①体育館棟の部室の鍵は、体育科準備室で管理する。
- ②各施設の鍵を生徒が管理する事は、禁止する。
- ③校舎内の各箇所の出入りは必ず昇降口から行うこと。
- ④体育館棟や特別教室棟等警備エリアになっている箇所の使用は必ず、事前に担当の先生または顧問の先生に連絡し、警備解除をしてもらってから使用すること。
- ⑤ゲートなどが設置してある箇所は警備解除されるまで出入り禁止。
- ⑥不明な点は、必ず担当の先生または顧問に連絡し、指示を仰ぐこと。
- ⑦職員玄関からの生徒の出入りは原則として禁止する。
- ⑧警備解除していない扉等は、絶対にさわらないこと。

## 校服について

本校では、次のような校服を定めています。登下校及び成瀬高校の生徒として行動する時には、身だしなみを整え下記のような服装を着用すること。

### 1. 冬服 (10月1日～5月31日)

#### (1) 男子

ブレザー (学校指定)、ズボン (学校指定)、ネクタイ (学校指定)、白ワイシャツ

#### (2) 女子

ブレザー (学校指定)、スカート (学校指定) またはスラックス (学校指定)、ネクタイまたはリボン (学校指定) 白ワイシャツまたは白ブラウス (襟付き)

### 2. 夏服 (6月1日～9月30日)

#### (1) 男子

ズボン (学校指定)、白ワイシャツまたは白ポロシャツ

#### (2) 女子

スカート (学校指定) またはスラックス (学校指定)、白ワイシャツまたは白ポロシャツまたは白ブラウス (襟付き)

### 3. 備考

- (1) 冬服、夏服への衣替えは、気候がはっきりしないため前後1ヶ月間を移行期間とする。

- (2) ニットベストは男女とも冬、夏着用してよい。
- (3) 冬服時に、ブレザーの下にVネックセーター・カーディガン（華美でないもの）の着用を認める。
- (4) ベスト・カーディガン・セーターの色は黒・白・茶・紺・グレー・ベージュとし、無地のものとする。
- (5) ネクタイについては、夏服期には着用しなくてもよい。但し、ブレザー着用時には付けること。
- (6) コート類については、特に指定しない。

### 自転車通学許可証明

生活指導部に届け出て自転車通学許可願を提出し、証明手続きを行う。

1. ステッカー（学年色）の交付を受け、自転車に貼付する。
  2. 交通法規，乗車マナー，駐輪指定の厳守。
- 以上、手続きやマナー等を遵守する。

### 諸届・願一覧表

#### 1. 保護者より届け出るもの

| 願・届名      | 様式   | 備付場所  | 届出先       |
|-----------|------|-------|-----------|
| 欠席・早退・欠課届 | 生徒手帳 |       | 担任        |
| 遅刻届       | 生徒手帳 |       | 教科担任→担任   |
| 旅行届・学割交付願 | 所定   | 経営企画室 | 担任→経営企画室  |
| 氏名・住所変更届  | 所定   | 経営企画室 | 担任→経営企画室  |
| 異装願       | 所定   | 職員室   | 担任→生徒部    |
| 自転車通学許可願  | 所定   | 職員室   | 生活指導部→生徒部 |

#### 2. 生徒より願い出るもの

| 願・届名            | 様式 | 備付場所  | 届出先         |
|-----------------|----|-------|-------------|
| 校外活動許可願         | 所定 | 職員室   | 生徒部         |
| 外出許可願           | 所定 | 職員室   | 担任          |
| 休日登校願           | 所定 | 職員室   | 生徒部         |
| 校内施設使用許可願       | 所定 | 経営企画室 | 生徒部→経営企画室   |
| 時間外(時間延長・早朝)活動願 | 所定 | 職員室   | 副校長         |
| 集会・掲示・配布・募金     | 所定 | 職員室   | 生徒部         |
| 施設・設備・校具・破損届    | 所定 | 職員室   | 関係の先生→経営企画室 |
| 公欠願             | 所定 | 職員室   | 教務部→各教科     |

欠席及びあらかじめ予定されている遅刻は始業前に必ず保護者からFaxか電話で経営企画室または職員室に連絡し、所定の様式で届け出る。

その他の遅刻は、生徒手帳にその教科担任の印を得てから担任に届け出る。引き続き1週間以上の病欠欠席については医師の診断書を添付する。